

東日本大震災に関する中小企業施策関連情報について

各機関におかれましては、会員・取引先以外も含め、できる限り多くの中小企業の皆様に情報提供を行っていただくよう、御協力をお願い致します。

===== 「東日本大震災」関連中小企業支援策のお知らせ =====

【中小企業庁からのお知らせ】

1. 原子力発電所事故に伴う福島県における雇用機会の拡大及び経営支援等への取組み
(対策 No.30) (5 月 23 日)

経済産業省、厚生労働省及び福島県は、連携して、福島県における被災企業の経営支援や被災した方々の雇用機会の拡大などに取り組むことを確認しました。福島県内で約 2 万人の雇用創出を目指します。

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110523NCA-Emp-K.html>

2. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」の開始 (対策 No.29) (5 月 23 日)

原子力発電所事故の被災区域から移転を余儀なくされる中小企業などが、福島県内の移転先において事業を継続・再開、雇用を維持するために必要な資金の融資申請を、6 月 1 日より受付開始します。

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110523NCA-T-Fin.html>

3. セーフティネット貸付 (取引企業倒産対応資金) の特別利率の適用
(対策 No.28) (5 月 23 日)

日本政策金融公庫などが行うセーフティネット貸付 (取引企業倒産対応資金) について、一定の要件を満たした事業者に対しては、本日 5 月 23 日から基準利率より最大 ▲0.75% の特別利率を適用します。

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110523SaftyTokubetu.html>

4. 中小企業と地域金融機関との連携強化について

5 月 16 日に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正され、地域金融機関は中小企業に対するコンサルティング機能の発揮などが求められるとともに、

必要に応じ、外部専門家や外部機関などと連携を図ること、国や地方公共団体の中小企業施策を活用することとされています。

中小企業庁では、中小企業関係団体に対し、これらの取組みへの理解と周知について、5月20日付けで文書を発出しました。

<http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/2011/110520SME-Ba-R.htm>

5. 震災・電力需給対策に係る中小機構の高度化貸付の拡充措置（対策 No.27）（5月16日）
中小機構は、都道府県と協調して行っている施設・設備資金の貸付（高度化貸付）について、震災対策及び電力需給対策として、貸付条件の緩和などの拡充措置を講じます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110516Eq-Koudo1.html>

- 中小企業庁の震災関連情報サイト

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/index.html>

- 携帯用「モバイル中小企業庁」でも震災関連情報が検索しやすくなりました。

iモード、a uの携帯震災関連情報からもアクセスできます。

<http://chusho.mjmk.jp/>

【経済産業省からのお知らせ】

- 経済産業省の地震関連情報サイト

（原発、電力供給対策、放射線測定値など）

<http://www.meti.go.jp/earthquake/index.html>

【首相官邸・他の省庁からのお知らせ】

1. 壁新聞第11号（5月18日）の発行（首相官邸）

<http://www.kantei.go.jp/saigai/kabeshinbun/>

- 過去の発表を、中小機構サイトで整理しています

<http://www.smri.go.jp/kikou/news/earthquake2011/058794.html>

- 電子政府の総合窓口（e-gov）による災害関連情報

<http://www.e-gov.go.jp/link/disaster.html>

【地方自治体からのお知らせ】

- 被災地支援に関する各都道府県サイト

